

災害時における障害物除去等の協力に関する協定書

たつの市（以下「甲」という。）と、兵庫県自動車整備振興会西播西支部・揖龍ブロック（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う障害物除去等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、人命救助等の業務（以下「業務」という。）のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、様式1の要請書により協力の要請をするものとする。ただし、文書による要請をするいとまがないときは、口頭、電話等で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) 前2号に定めるもののほか甲が必要と認める応急作業

（協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り、乙の保有する資機材を活用し、甲に協力を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により協力を行った場合は、様式2の報告書により、速やかに甲に対して障害物除去等の実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、乙が協力業務を実施するに当たり、甲の指示により、乙が保有する資機材以外の資機材を調達した場合は、それに要した費用は甲の負担とする。

（損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合において、その者又はその者の遺族が受ける損害を法令に定める範囲内において補償するものとする。

（災害発生時の情報提供）

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（自発的活動）

第9条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。


(有効期間)

第12条 この協定は、平成22年 6月16日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。


平成22年 6月16日

たつの市龍野町富永1005番地
甲 たつの市
たつの市長 西田正則




兵庫県自動車整備振興会西播西支部・揖龍ブロック
乙

西播西支部長 山本 豊




龍野ブロック長 上野勝彦



揖保ブロック長 佐藤智義



社団法人 兵庫県自動車整備振興会
西播西支部揖龍ブロック



年 月 日

障害物除去等の協力要請書

兵庫県自動車整備振興会 西播西支部長 様

たつの市長

- 1 実施日時 (期間)
- 2 実施場所
- 3 災害の状況及び協力業務の内容 (障害物除去、道路交通確保、その他)

- 4 協力業務に必要な資機材等の種類、数及び業務従事者

資機材種類	数	従事人数

- 5 甲の現場責任者

氏名

所属

電話

- 6 その他必要な事項

年 月 日

障害物除去等の協力要請書

兵庫県自動車整備振興会 西播西支部長 様

たつの市長

- 1 実施日時 (期間)
- 2 実施場所
- 3 災害の状況及び協力業務の内容 (障害物除去、道路交通確保、その他)

4 協力業務に必要な資機材等の種類、数及び業務従事者

資機材種類	数	従事人数

5 甲の現場責任者

氏名

所属

電話

6 その他必要な事項